

【政策目標】6．住民と行政がともに創るまち

図表 39 政策体系

| 政策 | 主要施策 | 事業群 |
|---------------------------|-----------------|--|
| 1．住民参画等の促進 | (1)まちづくり情報の共有化 | 広聴・広報の充実 積極的な情報公開と適切な個人情報の保護 |
| | (2)住民参画の促進 | 参画しやすい環境づくり 計画づくりへの参画の促進 |
| 2．地域活動の活性化 | (1)活動の促進 | 地域自治活動の活性化 テーマ活動の活性化 |
| | (2)活動拠点の整備・充実 | 施設の整備・充実 |
| 3．自立した行財政運営の確立 (1)行政運営 | (1)計画行政の推進 | 施策・事業の適正な進行管理 第4次上里町行政改革大綱の推進 柔軟な計画・執行体制の確立 |
| | (2)職員の活性化 | 職員研修の充実 能力開発の促進 |
| | (3)効果的・効率的な行政運営 | 組織の適正化 効果的・効率的な事務事業の推進 行政情報化の推進 民間活力の活用 |
| | (4)住民サービスの向上 | 窓口サービスの向上 |
| 4．自立した行財政運営の確立 (2)財政運営 | (1)計画的な財政運営の推進 | 第4次行政改革大綱実施計画の推進 変化への柔軟な対応 補助金・負担金の整理と抑制 透明度の高い財政運営 |
| | (2)財源の確保 | 効果的な投資事業の推進 税収の確保 国・県の財政措置の有効活用 受益者負担の適正化 |
| 5．広域行政の推進 | (1)推進体制の強化 | 職員・住民の交流の促進 共同・連携事務事業の再編 広域行政組織の強化 広域組織の再編・統合の検討 |

政策1 住民参画等の促進

1. 政策の現状と課題

「地域のことは地域で決める」という地方分権の時代を迎え、様々な分野で住民と行政が協働でまちづくりを進める必要性が高まっています。

住民参画の基本となる広報活動・広聴活動については、平成14年1月に上里町情報公開条例を施行し、行政情報の公開に努めるとともに、「広報かみさと」(月1回)、防災行政無線、ホームページ等により積極的な広報活動を推進しています。

また、まちづくりに関する地域懇談会、各種計画の策定委員会、パブリックコメント等を通じて、幅広い層の住民の意見聴取にも努めてきました。更に、町政に関する意見や要望を住民が直接町長に伝えるため、町長への手紙など行っています。

平成15年1月には重要課題に対応する住民投票条例も制定しました。今後も、幅広い広聴活動を通じて住民ニーズを十分に把握するとともに、積極的な広報や情報公開により、行政への関心を高め、住民参画によるまちづくりを一層進めていくことが求められます。

2. 後期基本計画における重点課題

地方分権の推進に対応した住民参加の促進

3. 目標のイメージ

目標とする姿

一人ひとりの創意と工夫がまちづくりに反映され、みな、まちづくりに意欲を燃やしています。

4. 主要施策及び事業群

(1) まちづくり情報の共有化

(担当 総務課・総合政策課)

広聴・広報の充実

広報かみさとをはじめ、各種小冊子やパンフレット、防災行政無線、ホームページ、マスコットキャラクターこむぎっちなど多様な媒体を活用し、積極的な広報活動に努めます。今後は、より住民参加型の各種媒体の作成を推進します。また町民に対してだけでなく、全国に情報を発信していきます。

積極的な情報公開と適切な個人情報の保護

個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。そのために、「上里町情報公開条例」、「上里町個人情報保護条例」の適正な運用に努めます。

【代表的取組】

・積極的な広報活動の推進

住民のまちへの関心を高めるために、ホームページの充実やICT（情報通信技術）を活用した住民参加手法の充実に努めます。

（2）住民参画の促進

（担当 総合政策課）

参画しやすい環境づくり

住民の積極的な参画によるまちづくりに向けて、まちづくりについての学習機会の拡大等による住民意識の高揚と人材育成に努めます。

計画づくりへの参画の促進

各種の計画づくりにあたっては、地域の人材を活用した住民参画を進めてきました。今後も、住民の理解・協力を得ながら策定し、策定後の住民の取り組みにつなげます。また、各種委員会、審議会等の開催にあたっては、特に、女性や若者、各種グループの代表、公募による住民等の参画を促進し、積極的に幅広い層の意見の反映を図ります。

【代表的取組】

・計画づくりへの住民参画の推進

様々な計画づくりの際に、パブリックコメントを始め、様々な手法での住民参加を促進します。参加のプロセスを通じて、策定後の実際のまちづくりの主体としての活動を支援します。

政策2 地域活動の活性化

1. 政策の現状と課題

本町には32の行政区があり、防犯パトロール等の様々な地域活動の基本的な単位となっています。それぞれの行政区では、冠婚葬祭や地域内の清掃活動、お祭りなど、従来からの地域自治活動を推進するとともに、近年は、学習活動や自主防災、健康づくり、ゴミの資源化など、地域の自然や文化を活かした個性的な取り組みも行われています。

昭和55年に「上里町コミュニティ協議会」を設立し、地域の住民団体や行政が一体となって、住みよい地域社会づくりを進めることを目的に活動を続けています。現在、協議会では、小学生を対象にした明るい町づくり意見の発表会や町内一斉清掃（クリーンの日）の開催等のコミュニティ活動を実施しています。

また、町では県の補助事業も活用しながら、住民のコミュニティ活動の拠点となる集会所や小公園等の整備を推進しています。

今後も、行政区組織を母体とした基礎的な地域自治活動と、コミュニティ組織による活動の連携はもちろん、本庄地域定住自立圏内での広がりを持った活動が必要です。

2. 後期基本計画における重点課題

人と人との「絆」を核に、地域を中心とした地域自治活動と様々なコミュニティ活動の連携

3. 目標のイメージ

目標とする姿

住民一人ひとりが地域づくりに強い情熱を持ち、連帯感あふれる地域社会が形成されています。

数値目標

| 項目 | 目標基準値 | 平成28年度目標 | 設定理由 |
|-----------------------------|-------------------------------|----------|---------------------------------------|
| 積極的に近所づきあいや地域活動に参加しているという割合 | 13.2% (平成22年度まちづくりアンケート調査) | 20.0% | 普段の近所づきあいの活発化がコミュニティづくりの最初のきっかけになります。 |

4. 主要施策及び事業群

(1) 活動の促進

(担当 総務課)

地域自治活動の活性化

個性的な地域づくり活動を促進し、住民の連帯意識・自治意識の高揚を図るとともに、各種の地域づくり団体の育成等への補助を充実させ活性化を促進します。

テーマ活動の活性化

人材育成、学習活動や防災、防犯、環境保全、産業振興など、地区を単位とするテーマ活動の活性化を図ります。

【代表的取組】

・地域自治活動の活性化

各種の地域づくり団体を核とした個性を生かしたまちづくりとともに、多様な活動団体との連携による個性的で活力あるまちづくりを目指します。

(2) 活動拠点の整備・充実

(担当 総務課・総合政策課・学校教育課)

施設の整備・充実

既存の集会施設の更新や改築等を図るとともに、学校等の公共施設の積極的な地域開放を進めます。

【代表的取組】

・放課後こども教室(のびっこ教室)・学校応援団の推進

地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを進めています。

政策3 自立した行財政運営の確立（1）行政運営

1. 政策の現状と課題

住民ニーズが多様化・高度化し、地方分権も進む一方、三位一体の改革⁹による補助金等の見直し等に伴い、町の行財政をとりまく環境は厳しさを増しています。町では、長期的に自立した行財政運営を行っていくために、平成23年4月に「第4次上里町行政改革大綱」を策定し、議員・職員の定数・人員数と給料・報酬・手当の削減、組織・機構や事務事業の見直し、物件費や補助費の削減、建設事業の見直し等について、具体的な目標を掲げるとともに、すでに、人件費を始め内部管理コストの削減等に着手し、一定の成果を上げています。

今後は、国レベルではより一層の地方公共団体への分権及び自立を促す動きがあることから、これらの計画に沿った着実な行財政改革を推進するとともに、行政需要の増大に対応した基礎的自治体としての行財政基盤の強化を図ります。また、これらを支える職員の能力開発や行政情報化の更なる推進に努めるとともに、行政評価の導入や説明責任の明確化により、顧客志向の業務管理・行政経営を目指していくことが求められます。

9 三位一体の改革・・・地方自治体が決定すべきことは国でなく地方自らが決定するという地方分権を実現するための改革です。下記の三本柱について同時並行的に進めるため、三位一体の改革と呼ばれます。

- (1) 国から地方へ支給される補助金（国庫補助負担金）の削除
- (2) 国から地方への税源の移譲
- (3) 地方交付税の見直し

2. 後期基本計画における重点課題

「第4次上里町行政改革大綱」の着実な推進

3. 目標のイメージ

目標とする姿

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、住民に信頼されています。

数値目標

| 項目 | 目標基準値 | 平成28年度目標 | 設定理由 |
|-----------------------|-------------------------------|----------|--|
| 役場の利用時間が不便であると思う住民の比率 | 41.4% (平成22年度まちづくりアンケート調査) | 35.0% | 多様なライフスタイルに対応するべく、効果的・効率的な行政組織を実現し、住民からの信頼を高めます。 |

4. 主要施策及び事業群

(1) 計画行政の推進

(担当 総合政策課)

施策・事業の適正な進行管理

計画的な事業の執行管理体制を整備し、事業効果・効率の評価に向けて数値目標の達成度を点検するなど、PDCAの実行管理を行います。

第4次上里町行政改革大綱の推進

達成状況管理の結果を毎年住民に公表します。適宜、取り組み状況を点検し新たな課題の把握に努めるとともに、その結果に応じて同計画を随時改定します。

柔軟な計画・執行体制の確立

各部門間相互の連携のとれた総合調整機能の充実を図るとともに、プロジェクトチームの活用等により、技術的・専門的な職務間の連携を強化し、計画的に施策・事業を推進します。

(2) 職員の活性化

(担当 総務課)

職員研修の充実

行政ニーズに適切に対応できる能力や資質を備えた職員の育成と、職場の活性化を図るため、研修効果に対する評価制度導入、近隣市町との合同研修や庁内職員研修の充実を図ります。

能力開発の促進

意欲や能力を重視した適材適所の人材配置に努めるとともに、各種の職員提案制度・勤務評定の活用等により、職員の資質・能力向上と活性化を図ります。

(3) 効果的・効率的な行政運営

(担当 総務課・総合政策課)

組織の適正化

課・係の統廃合・再編成、重点施策への職員の重点配置など、随時、組織・機構の見直しを図ります。柔軟な組織体制の導入について研究を進め、様々な行政需要や苦情等に対応できる柔軟な組織づくりを図ります。

効果的・効率的な事務事業の推進

最適な事業方法の選択や、事業効果の薄れた事業の見直し(スクラップ・アンド・ビルド)、事業間の連携強化による事業の相乗効果の追求、類似事業・重複事業の整理等により、事業効果を高めます。

行政情報化の推進

情報管理システムの運用や、地図情報システムの活用、電子文書の組織認証基盤の確立など、行政情報化を推進し、事務の効率化を図ります。また、情報セキュリティの強化に努めます。

行政手続きの県共同市町村電子申請システムの活用を進めます。また、公共施設等の利用申請についても電子化を図ります。

民間活力の活用

公共施設の計画的な維持・更新を行うとともに、需要の変動に対応した転用、施設の複利用、遊休施設の活用など、効率的な管理・運営に努めます。また、PFI¹⁰、指定管理者制度¹¹、市場化テスト¹²等の手法も視野に入れながら、適切な民間活力の活用方策を検討していきます。

- 10 PFI・・・プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略。政府や自治体の公共部門が対応してきた公共施設等の整備を、官民役割分担のもとに民間の資金や能力、ノウハウを活用することでより効率的に行おうとする考え方です。
- 11 指定管理者制度・・・自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（公の施設）を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度です。
- 12 市場化テスト・・・国や地方自治体が独占してきた公共サービスの担い手を、民と官がサービスの質と価格で競い合って、より優れたほうに決める仕組み。官民競争入札ともよばれ、官業の民間開放を進める手段として使われます。

（4）住民サービスの向上

窓口サービスの向上

奉仕者であることを常に心にとめ、親切、丁寧、迅速、的確な窓口サービスの提供に努めます。また、多様化する住民のライフスタイルに合わせ、職員の勤務体制を見直し、窓口対応時間の弾力化を検討します。

政策4 自立した行財政運営の確立（2）財政運営

1. 政策の現状と課題

行政需要が増大しているなか、長引く不況による税収等の伸び悩みや三位一体の改革により、地方交付税の減額が行われ緊縮型の財政運営を強いられています。また、財政健全化に関する法律の施行により健全化指標の公表が義務付けられ、総務省を中心として公会計制度の改正も行われました。財務四表を中心とした、より実態に即した財政運営と透明性の確保が求められます。

本町の平成22年度の普通会計決算額は歳入約90億円、歳出約84億円です。財政指標については、財政力指数が0.841と平成18年度の0.824より上昇しており、財政の弾力性を示す経常収支比率も80.0%と平成18年度の91.8%から減少しています。また平成22年度の標準財政規模は約59億円と平成18年度の約49億円と比較して約10億円ほど伸びており、財政健全化指標の実質公債費率は10.8%、将来負担比率は63.2%と国が定めた基準以下であり、安定した数値となっています。

しかし、本町では、公共下水道、道路等のインフラ整備、教育施設等の耐震化等の公共投資、既存公共施設の維持補修が欠かせず、公債費の将来負担の増加も見込まれています。加えて社会保障制度の充実により福祉医療費の支出が毎年増大しており、財源の確保が必要となってきています。

このため、税の収納率の向上や企業誘致による新たな税収の確保をはかり、自主財源の拡充に努め、経常経費の削減と計画的な公共投資の重点化を行い、行財政基盤の強化と財政の健全化を目指す必要があります。

2. 後期基本計画における重点課題

自主財源の確保に努めます 安定した財政運営を行います

3. 目標のイメージ

目標とする姿

限りある財源に対して、行財政改革への取り組みや事業の選択と集中を行うことにより、効率的で持続可能な財政の運営が図られています。

数値目標

| 項目 | 目標基準値 | 平成28年度目標 | 設定理由 |
|------------------------------|------------------------|----------|--|
| 自主財源比率 | 54.0% (平成22年度実績) | 60.0% | 埼玉縣市町村平均を参考とし、安定した町財政運営を目指すため、自主財源の確保に努めます。 |
| 基金残高 (財政調整基金・減債基金・特定目的基金) | 1,761百万円 (平成22年度実績) | 1,800百万円 | 基金については、今後、学校の耐震化等が計画されており、財源確保が厳しい状況が続くと見込まれます。そのため、将来的に安定した財政運営を行うために設定しました。 |

4. 主要施策及び事業群

(1) 計画的な財政運営の推進

(担当 総合政策課)

第4次行政改革大綱実施計画の推進

「第4次行政改革大綱実施計画」に基づく取り組みにより節減効果を図り、健全な財政運営を進めます。

変化への柔軟な対応

住民の行政ニーズの変化に柔軟に対応し、緊急性、効果性、効率性等を総合的に判断しながら、予算の重点配分に努めます。

補助金・負担金の整理と抑制

補助金・負担金等については、整理・統合するとともに、新設する場合には、終期を設定するなど、抑制に努めます。

透明度の高い財政運営

財政健全化指標やバランスシート（貸借対照表）などの財務諸表に基づき、財政状況を住民にわかりやすく示し、健全な財政運営を目指します。

(2) 財源の確保

(担当 税務課・総合政策課)

効果的な投資事業の推進

地域産業の振興、企業誘致など、長期的な視野のもと自主財源の安定確保を重点的に進めます。

税収の確保

自主納付には多くの方にご協力いただいております。さらなる納税の利便性の向上のため、申告・納税相談体制の充実や、口座振替の活用、コンビニ収納の推進、税金の使途のピーアールに努めます。

また、「税の公平性」を確保すべく、滞納整理事務の強化に努め、納税意識の高揚と税収の確保を図ります。

国・県の財政措置の有効活用

地方交付税・補助金・交付金の改善等を国・県へ要望するとともに、補助事業等の積極的な活用を図ります。

受益者負担の適正化

受益者負担の適正化の観点から、各種利用料・手数料等の定期的な見直しを行います。

【代表的取組】

・滞納整理事務への取り組み

住民の多様な労働形態に合わせた、コンビニエンスストア等による収納推進に取り組みます。

第4次上里町行政改革大綱について

1 第4次行政改革大綱の位置付け

第4次上里町総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）において、前期基本計画の中で「行財政改革プロジェクト」を先導プロジェクトとして位置付け、町民と協働しながら自立した行財政運営の確立を目標としています。

総合振興計画の推進に支えるため、行財政改革の継続が不可欠であり、後期基本計画への位置付と時代の変化に合わせた簡素で効率的な行財政運営の実現を目指した「第4次上里町行政改革大綱」の策定を行い、後期基本計画と両輪のごとく推進して改革に取り組みます。

2 第4次行政改革大綱の計画期間

計画期間は平成23年度から平成28年度までの6年間とし、第4次上里町総合振興計画における計画終期と同じ終期とすることで後期基本計画との整合性を図ります。また計画期間の中間点となる平成25年度において、新大綱の実施状況や社会情勢の変化に対応した見直しや修正など必要に応じて行います。

3 第4次行政改革大綱の基本理念

本町のまちづくりの目標像は、まちづくりの主役である住民一人ひとりが未来に夢を持ち、互いに支えあい、分かちあい、また、産業の更なる活性化により新たな生活文化を創造し、人と自然が互いの存在を尊重し、調和を図りながら発展していくまちづくりを目標像としております。そのためにも「新たな行政経営のときめ細やかな行政サービスを目指す」ことを基本理念としています。

4 第4次行政改革大綱の基本指針

自立した行政運営のもと、行政と町民が協働し、良質な行政サービスの提供と財政の健全化を相互に図れる持続可能な体制・体力を整え大綱を実現するため、以下の4つを基本方針とし行政改革推進を目指します。

- 生活総合品質を支える行政サービスの提供
- 町民とともに協働するまちづくりの推進
- 効率的で効果を得られる行政経営の推進
- 改革を担う組織づくりと職員能力の向上

政策5 広域行政の推進

1. 政策の現状と課題

近年、住民の生活圏の拡大と生活・文化ニーズの高度化・多様化、地方分権の進展等により、広域行政はますます重要になっています。前期基本計画策定時には、市町村合併を推進しておりましたが、平成23年度現在、「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」などの児玉都市内での幅広い連携を図ったまちづくりを推進しています。

本町は、児玉都市1市3町による児玉都市広域市町村圏組合や本庄・上里学校給食組合に属し、共同事務を行っています。

児玉都市広域市町村圏組合（1市3町）は、昭和45年に県より児玉都市広域市町村圏の指定を受け、翌年に児玉都市広域市町村圏計画を策定し、業務を開始しました。現在の事業内容は、消防、ごみ処理、し尿処理、斎場、養護施設、職員研修など多岐にわたります。

その他広域連携による協議会組織として、本庄国際リサーチパーク推進協議会を設置し、新技術や新産業の創出に向けて、大学や企業等が行う研究活動への支援、地域活動する企業や起業家への支援等を行っています。

今後も、広域的な課題に対応していくため、広域行政における事務事業の共同化や連携強化が求められます。

また、平成22年7月に、本庄市・美里町・神川町及び本町で「定住自立圏形成協定」が結ばれ、同年11月に「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」が策定されました。今後は、生活機能やネットワーク、圏域での連携を計ったまちづくりを推進します。

2. 後期基本計画における重点課題

「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」に基づく広域でのまちづくりの推進

3. 目標のイメージ

目標とする姿

住民の生活圏の拡大に対応した広域行政が推進されています。

4. 主要施策及び事業群

(1) 推進体制の強化

(担当 総合政策課)

職員・住民の交流の促進

「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」によるワーキンググループの活用や、県や市町職員間の人事交流を促進します。また、広域的な重点課題の解決に向けて、関係団体・グループの相互交流を促進します。

共同・連携事務事業の再編

「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」による推進事業、既存の共同・連携事務事業の再編や、新たな共同・連携事務事業の実施に向けて研究を進めます。

広域行政組織の強化

「本庄地域定住自立圏共生ビジョン」をはじめとして、自治体間の企画調整機能や情報発信の強化を図ります。

広域組織の再編・統合の検討

広域組織の再編・統合について、広域連合制度など、様々な組織体のあり方を検討します。児玉郡市一体としてのまちづくりのあり方の一つとして合併問題を含む市町村全体像の検討を進めます。